

指定基準の項目について

- 1 指定の対象
事務所の所在地、活動の場所等の要件



プラス

- 2 公益要件、運営要件

認定基準		認定	仮認定	条例指定
1号	パブリック・サポート・テスト(PST)に適合すること * 次のいずれかに該当すること ・ 収入金額に占める寄付金の割合が20%以上 ・ 3,000円以上の寄附者が100人以上(H24.4～) ・ 条例個別指定を受けている(H24.4～)	○		公益要件
2号	事業活動において共益的な活動の占める割合が50%未満	○	○	
3号	運営組織及び経理が適切である	○	○	運営要件
4号	事業活動の内容が適正である	○	○	
5号	情報公開を適切に行っている	○	○	
6号	所轄庁に対して事業報告書などを提出している	○	○	
7号	法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない	○	○	
8号	設立の日から1年を超える期間が経過している	○	○	